

# 県産材を活用したふくいの住まい支援事業 (新築・リフォーム)の県産材証明方法について

## 1. 誰が証明してくれるの？

- 新築・・・福井県木材組合連合会とその各支部（高志支部、坂井支部、奥越支部、南越支部、丹生支部、嶺南支部）
- リフォーム・・・福井県木材組合連合会とその各支部、福井県森林組合連合会と各森林組合

## 2. 証明に必要な書類は？

○各事業に定められている「木材納入証明書」に、証明を行うための「添付書類」を添付して申請してください。

### ○添付書類

- ①「使用木材リスト（新築）」「県産材部材使用数量計算書（リフォーム）」の写し
- ②リフォームは、選定結果（変更届出受理）通知書の写し
- ③使用した木材が県産材であることを証明するための納品書等
  - a 森林所有者等から直接原木を購入して、製材加工した場合  
⇒適合通知所等の写しなど伐採届けの提出を証明する書類
  - b 合法木材認定事業者から原木を購入して製材加工、または製品を購入した場合  
⇒事業者認定実施要領等で定められた事項が記載されており、かつ伐採地が記載されている納品書等
  - c 木材市場で原木を購入して製材加工、または製品を購入した場合  
⇒木材市場からの購入伝票等（荷主番号または荷主名、ならびに伐採地が記載されたもの）

## ※新築住宅の証明について

中間の現地確認を必須としますので、棟上げ後速やかに別添の確認依頼書を福井県木材組合連合会に提出してください。

提出先住所：〒918-8114 福井市羽水3丁目110番地（木材会館）福井県木材組合連合会

## 3. 証明に費用はかかるの？

○申請していただいた書類をもとに、それぞれの物件ごとに確認を行いますので、費用の負担をお願いします。金額については、それぞれの証明機関にお問い合わせください。

\*\*\*\*\*お問い合わせ先\*\*\*\*\*

### ○補助制度について

福井県農林水産部県産材活用課 0776-20-0449 土木部建築住宅課 0776-20-0506  
お近くの農林総合事務所（林業担当課）、土木事務所（建築課）

### ○証明手続き等について

福井県森林組合連合会 0776-38-0345 福井県木材組合連合会 0776-35-5663